## 五 内臓の機能障害

3 呼吸器機能障害

呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率(以下「指数」という。)、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは1秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長の組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

- (1) 等級表1級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血0。分圧が50Torr以下のものをいう。
- (2) 等級表 3級に該当する障害は、指数が 20 を超え 30 以下のもの若しくは動脈血  $0_2$ 分圧が 50Torr を超え 60Torr 以下のもの又はこれに準ずるものをいう。
- (3) 等級表 4級に該当する障害は、指数が 30 を超え 40 以下のもの若しくは動脈血  $0_2$ 分圧が 60Torr を超え 70Torr 以下のもの又はこれに準ずるものをいう。